

開会の日 令和5年9月19日(火)  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	水 上	雅 廣
副委員長	籠 山	恵美子
委員	野 村	勝 憲
委員	井 端	浩 二
委員	上ヶ吹	豊 孝
委員	小笠原	美保子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
農林部長兼畜産振興課長	野 村	久 徳
林業振興課長	竹 田	慎 二
林業振興課長補佐兼森林調査係長	東	弘 通
基盤整備部長	森	英 樹
建設課長	藤 白	規 良
建設課長補佐兼農林土木係長	中 山	圭 介

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	畠 中	みなみ

◆本日の会議に付した事件

- ・付託案件審査
- ・管外視察報告書及び委員派遣報告について
- ・要望事項の取りまとめについて

## 目次

◆開会	3
●委員長（水上雅廣）	3
◆1. 付託案件審査	3
議案第82号 字区域の変更について（河合町角川XI地区） 及び	
議案第83号 字区域の変更について（神岡町西VII地区）	
●委員長（水上雅廣）	3
●委員長（水上雅廣）	3
□農林部長（野村久徳）	3
●委員長（水上雅廣）	4
○委員（籠山恵美子）	4
●委員長（水上雅廣）	4
●委員長（水上雅廣）	4
○委員（野村勝憲）	4
●委員長（水上雅廣）	4
□林業振興課長（竹田慎二）	4
○委員（籠山恵美子）	4
●委員長（水上雅廣）	5
□林業振興課長補佐兼森林調査係長（東弘通）	5
○委員（野村勝憲）	5
●委員長（水上雅廣）	5
○委員（野村勝憲）	5
●委員長（水上雅廣）	5
□農林部長兼畜産振興課長（野村久徳）	5
●委員長（水上雅廣）	5
●委員長（水上雅廣）	5
●委員長（水上雅廣）	5
●委員長（水上雅廣）	6
●委員長（水上雅廣）	6
◆休憩	6
●委員長（水上雅廣）	6
◆再開	6
●委員長（水上雅廣）	6
◆議案第84号 字区域の変更について（古川町数河地区）	6
●委員長（水上雅廣）	6

□基盤整備部長（森英樹）	6
●委員長（水上雅廣）	7
●委員長（水上雅廣）	7
●委員長（水上雅廣）	7
●委員長（水上雅廣）	7
●委員長（水上雅廣）	7
◆休憩	7
●委員長（水上雅廣）	7
◆再開	7
●委員長（水上雅廣）	7
◆3. 管外視察報告書及び委員派遣報告について	8
●委員長（水上雅廣）	8
◆休憩	8
●委員長（水上雅廣）	8
◆再開	8
●委員長（水上雅廣）	8
○委員（籠山恵美子）	8
●委員長（水上雅廣）	9
●委員長（水上雅廣）	9
○委員（上ヶ吹豊孝）	9
●委員長（水上雅廣）	10
●委員長（水上雅廣）	10
◆4. 要望事項の取りまとめについて	10
●委員長（水上雅廣）	10
◆休憩	10
●委員長（水上雅廣）	10
◆再開	10
●委員長（水上雅廣）	10
●委員長（水上雅廣）	10
●委員長（水上雅廣）	11
●委員長（水上雅廣）	11
◆閉会	11
●委員長（水上雅廣）	11

( 開会 午後1時00分 )

## ◆開会

## ●委員長（水上雅廣）

ただいまより第9回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前をつけてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合には、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてからご発言ください。以上、ご協力をよろしくお願いいたします。

## ◆1. 付託案件審査

議案第82号 字区域の変更について（河合町角川XI地区）

及び

議案第83号 字区域の変更について（神岡町西VII地区）

## ●委員長（水上雅廣）

それでは、付託案件の審査を行います。議案第82号、字区域の変更について（河合町角川XI地区）及び議案第83号、字区域の変更について（神岡町西VII地区）までの2案件を会議規則96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

## ●委員長（水上雅廣）

野村農林部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

## □農林部長（野村久徳）

それでは、議案第82号及び議案第83号をご説明いたします。

議案第82号、字区域の変更について（河合町角川XI地区）ですが、本案は地籍調査事業の結果に基づき、字区域の境界を変更するものです。

2ページをご覧ください。変更の大略は、河合町角川字さく及び字井ノ上の一部を河合町角川字井ノ平に、河合町角川字水志り、字下ハバ及び字井ノ口の一部を河合町角川字中根に、河合町角川字中根の一部を河合町角川字下ハバに変更を行うものです。

3ページをご覧ください。変更調書では、該当する土地の地番を記載しております。

次の4ページは字界変更区域位置図になります。太い実線が地籍調査事業の施行区域、丸印は字界変更箇所的位置を示しております。

5ページにお進みください。こちらは字界変更区域図になります。色塗りされた箇所が字界変更となる区域、太い点線が字界を表記しております。上段が変更前、下段が変更後となっております。変更理由は、それぞれ地形的な状況等により、今後土地所有者が土地管理を円滑に行えるよう境界を整理するものです。

6ページから9ページまでそれぞれの土地を同じように示しております。

続いて議案第83号、字区域の変更について（神岡町西Ⅶ地区）についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。変更の大略は、神岡町西字細野の一部を神岡町西字細羽多に変更を行うものです。

3ページをご覧ください。変更調書では、該当する土地の地番を記載しております。

次の4ページは字界変更区域位置図になります。

次の5ページはその詳細を示す字区域の変更区域図となります。変更理由は、境界線に飛び地の字が存在する状況が確認されたため、今後土地所有者が土地管理を円滑に行えるよう境界を整理するものです。

以上で説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

今の説明ですけど、字区域の境界を明確にする、円滑にいく要因というのは、例えば土地の売買のときとか、あるいはもう管理ができなくなってこの区域は寄附しますとか、そういうときの円滑ということですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□林業振興課長（竹田慎二）

円滑という意味でございますけれども、例えば山の尾根があったり、谷があったり、そういったところを跨いで、例えば尾根から尾根の間に土地がある。そこがこちらの字と混在しているような場合、尾根を跨いであるような場合は、そこを同じ字として変えてやったほうが管理をしやすいという、そういった意味が主でございます。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

○委員（野村勝憲）

ここに書いてありますが、今回の地籍調査を機に境界を整理するということですが、前もたしか河合町であったのではないかと思いますけど、恐らくローテーションを組んで地籍調査をやっていたらと思うんですけど、地籍調査そのものはずっと続いていくという理解でよろしいのですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□林業振興課長（竹田慎二）

地籍調査につきましては、いろいろな適正課税の基でありますとか、森林整備の基になりますので、引き続き推進してまいりたいと思っております。

○委員（籠山恵美子）

現時点での各4町、議案に出ているのは河合町と宮川町ですけど、これだけでもいいですけど、地籍調査の進捗状況というのはどういうものですか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□林業振興課長補佐兼森林調査係長（東弘通）

ただいまのご質問ですけれども、まず旧の4町村単位でいきますと、古川町が約80%、河合町が約34%、宮川町で約17%、神岡町で約15%。合計の進捗率として約30%進んでいるという状況でございます。

○委員（野村勝憲）

今の話はレギュラーでの調査だと思いますけど、これは多分文化振興課のほうではないかなと思うんですけど、イレギュラーでのやつ、例えば上町で最近あったのですが、イレギュラーの部分はイレギュラーでカウントするというので、今のお話されたのはレギュラー分ということでよろしいですか。

●委員長（水上雅廣）

上町の地籍調査の件ということでよろしいですか。

○委員（野村勝憲）

上町の田んぼですけど、売買が伴うものなのかちょっと分かりませんよ。分かりませんが、地籍調査を実際にやられたんですよ。上町は御存じのように史跡が出るということで、そういったものは、私はイレギュラーだと思うんですよ。今やっぺらっしやるのは農林部だから、特に山林を含めた、それに近いところをやっぺらっしやるのではないかと思いますけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（水上雅廣）

答弁を求めます。

□農林部長兼畜産振興課長（野村久徳）

今、上町の史跡のあるところでの地籍調査の実績はないです。恐らくこれは想定ですけど、例えば公共事業とか、あるいはそういった文化施設がある場合に土地の境界を明確にできるので、それはそれぞれの所管のほうで土地の境界の立ち会いを行って、それから測量して、境界を明らかにするということになります。

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を告げて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第82号及び議案第83号の2案件について、一括採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認め、2案件について一括して採決を行います。議案第82号及び議案第83号の2案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（水上雅廣）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時10分 再開 午後1時16分 ）

◆再開

●委員長（水上雅廣）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第84号 字区域の変更について（古川町数河地区）

●委員長（水上雅廣）

議案第84号、字区域の変更について（古川町数河地区）を議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

議案第84号、字区域の変更について（古川町数河地区）をご説明いたします。

本案件は古川町数河地区におきまして、数人共同施工による土地改良事業により既存農地1.5ヘクタールを民間の残土処分地として、建設工事等の発生残土で造成した後、今回、圃場整備を行った箇所です。換地処分を行うに当たりまして、圃場整備後の区画に合わせて字界を再設定する必要があることから、今回、字区域の変更を行うものです。

2ページ目をご覧ください。こちらは変更の大略ですが、古川町数河の字水神の一部及び字下たんぼの一部を古川町数河字下垣内に変更。古川町数河字下たんぼの一部を古川町数河の字大長に変更。古川町数河の字下垣内の一部を古川町数河の字下たんぼに変更を行うものです。

3ページ目をご覧ください。変更調書では、該当する土地の地番を表のとおり記載しております。

4ページ目をご覧ください。こちらは字界変更区域の位置図となります。黒実線が換地事業の施行区域となります。2つの黒丸については字界変更箇所となります。

5ページ目をご覧ください。字界の変更大略図になります。黒線が旧字界、赤線が新字界、緑の線は地区界となります。上側の黒色の字界線と下側の緑色の地区界線の上の部分が重なるイメージになります。

6ページ目をご覧ください。こちら字界変更区域図は、5ページの拡大図となります。右上の

赤丸3か所の部分を拡大したものをそれぞれ記載しております。黒点と黒線で表示した線が旧の字界、赤点と赤線で表示した線が新の字界となります。赤のように変更を行うものです。

以上で説明を終わります。

●委員長（水上雅廣）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました3案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託案件の審査を終了いたします。お疲れ様でした。

◆休憩

●委員長（水上雅廣）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時16分 再開 午後1時17分 ）

◆再開

●委員長（水上雅廣）

休憩を解き、会議を再開いたします。



◆3. 管外視察報告書及び委員派遣報告について

●委員長（水上雅廣）

それでは、管外視察報告書及び委員派遣報告について議題といたします。

最初に、管外視察報告書、先般行いました管外視察ですけれども、籠山副委員長において取りまとめをいただきました。副委員長につきましては、ありがとうございました。ということで、報告のほうをお願いをいたしたいと思えます。読んでもらってもいいですし、簡単にまとめてお話していただいても結構です。

◆休憩

●委員長（水上雅廣）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時19分 再開 午後1時19分 ）

◆再開

●委員長（水上雅廣）

会議を再開いたします。

それでは籠山委員、お願いします。

○委員（籠山恵美子）

お疲れ様です。令和5年8月2日から4日に渡りまして2泊3日で行いました産業常任委員会の管外視察の報告書のまとめをざっと報告します。

それぞれ委員の方々には独自の報告書を出していただきまして、それを全部読ませていただいて、目の付けどころもそれぞれ特有ですし、個々の報告書を束ねただけでも面白い報告書になるなと思ったんですけど、それでも1枚鑑の全体としてのまとめを作らなければならないということで、皆さん大体共通に思っていることをピックアップしながら、それと委員長の大きなところで掴んでいるところも入れて作らせていただきました。

調査事項、大きくテーマとしたのは、百年の森林事業についてです。これは岡山県の西栗倉村ですね。それから脱炭素先行地域事業、ローカルベンチャー事業、この大きな事業を中心に視察をいたしました。中身は、こういう感じでよろしいでしょうか。全体のもので私情は入れておりません。

そして8月4日、岡山県の真庭市、ここは里山資本主義事業ということで、長い説明と講義を受けて大変充実したんですけども、なかなか現地を見ても、バイオマスの循環システムというのを見せていただいたりしてお話を伺ったので、壮大すぎて、飛騨市がこれから進んでいく類似事業については、もっともっと初歩のほうにいる飛騨市なので、壮大な事業でこういうことも同じ市でもやってみるものだなと思って感心して、皆さんもそのように書いてくださっていたようです。ここに書いたように、真庭市は自治体SDGsのモデル事業として国から選定されておりますので、やはりこれはモデル事業としては見るべきものはありましてし、視察してよかったなということで、そのように文章にいたしました。

## ●委員長（水上雅廣）

ありがとうございました。皆さんのレポートを見ていただいて、簡潔にまとめていただいたというふうに思っております。この報告書についてですけれども、皆様のほうからご意見があればお願いをいたします。

（「なし」との声あり）

## ●委員長（水上雅廣）

それでは、この内容で議長のほうへは報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、派遣をお願いをしておりました総合政策審議会のほうへの派遣でございますけれども、上ヶ吹委員と籠山委員、お2人に出ていただいておりますけれども、代表してで結構ですけれども報告をお願いいたします。

## ○委員（上ヶ吹豊孝）

7月3日にありました委員派遣の報告をさせていただきます。

会議の概要としては、主要政策の成果について。2つ目、原油価格・物価高騰緊急対策、主要事業の概要について。3つ目、令和6年度当初予算政策方針について。4つ目、各委員からの意見要望ということで、それぞれ産業常任委員会に関する事業のみをここにまとめさせていただきました。

1つ目として、古川西小学校校庭横のトイレとJR飛驒古川のトイレ改修をお願いしたいという意見で、市の答弁としては古川西小学校は検討するが、飛驒古川駅はJRに申し入れているが積極的ではないので、市のでこ入れが必要かという答弁でした。

2つ目に、インバウンドが増えているが食事に対する勉強不足がある。これは今、コロナ禍が明けて、いろいろな国から観光客がいらっしゃいます。そうすると、どうしてもその国の宗教的なもので食べられない、特に牛肉とか豚肉、鶏肉が食べられないということを勉強しないと、その観光客に出してしまうということがあるので、そういった各国の食事の勉強をしたらどうかということで、市の答弁は手を打っていくということでした。

3つ目の小麦の生産を始めたが、新しい事業をすると経費が多くかかる。農機具の経費が多額支出である大きな農家の方のダメージが多い。稲作は経費がかかるということで、市の答弁は事業が大きくなると事業費がかかるので、どんな支援ができるか検討する。いろいろな融資があるので、支援や補助を検討する。これは市の来年度のポイントとするという答弁でした。

次に、事業者の人材確保が課題で転職者が多い。急に仕事を休んだ場合の代替作業ができる人材確保組織が作れないかということで、スポット的に働く場所があればよいが、企業が組織を作っていればよい。仕事ヒダスケ！等を利用することを検討するということでした。

次、地元飲食店の応援を頼むということで、市の答弁としてはコロナ禍のときほど止まっていない。優先順位は低い。店の努力も必要ということでした。

次に、3年前より肥料、農薬が高騰し、農機具も高い。そのため畜産をやめるところが増えている。後継者が育てにくいということで、市の答弁としては、新たに支援の方法を考える。JAも資材販売と金融で別になっている。補助金と融資の組み合わせなど、JAとも協議したいという答弁でした。

7、今後、産業常任委員会が注視し、監視・評価すべき事項ということで、1つ目、インバウンドに対する対応が必要というのと、2つ目に事業者の労働力確保を検討する。この2点を、産業常任委員会として注視していきたいと思います。

●委員長（水上雅廣）

ありがとうございました。このことについて、ご意見があればお願いをいたします。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

以上で、委員会派遣の報告を終わらせていただきます。今ほど、上ヶ吹委員のほうから報告がありましたとおり、産業常任委員会が注視し監視・評価すべき事項というところもありますけれども、今後の市の施策の動き方に注視をしていただければというふうに思います。派遣いただいた委員のお2人につきましては、ありがとうございました。

◆4. 要望事項の取りまとめについて

●委員長（水上雅廣）

それでは次に、要望事項の取りまとめについてを議題といたします。

前回の委員会で市のほうへの要望事項を協議をいただきました。その中ではボランティアの草刈り作業への支援の拡充ですとか、鳥獣被害への継続した対策強化、集落周辺里山林整備の促進、森林所有者の調査、国県道の非常時における迂回路の整備や防災対策の強化、こうしたものがあがっていたと思います。事務局のほうでたたき台を作成していただきましたので、文言についてご確認をお願いしたいと思います。そのほかに追加等々あれば、ご意見をお願いしたいと思います。少し目を通していただく時間を取りますのでお願いいたします。

◆休憩

●委員長（水上雅廣）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時29分 再開 午後2時01分 ）

◆再開

●委員長（水上雅廣）

会議を再開します。

今、皆さんには文面をご覧いただいて確認をいただいたと思いますけれども、特に意見はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

それでは、私のほうから、1点目の行政区をはじめとするボランティアの草刈り作業の支援拡充についてというところの要望事項①のところですが、「ロードプレーヤー以外の」というところ、それから後段の括弧書き、手当云々という、ここは除いてしっかりと地域ボランティ

ア活動として行っておられる道路草刈り作業への支援を拡充していただきたいという要望事項に直させていただきたいというふうに思います。

もう1つ、最後の国県道の関係ですけれども、要望事項の②、これは要望事項としてということで、「国県道の防災対策強化の要望」というような書き方で修正をさせていただきたいなというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（水上雅廣）

ありがとうございました。そしたらこういう形で要望書のほうを提出をいただくように取り計らせていただきます。

◆閉会

●委員長（水上雅廣）

大変慎重にご協議をいただいてありがとうございました。以上をもちまして、第9回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後2時03分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長      水上 雅廣